【通所介護 利用料一覧】

1. 介護サービス (1回あたりの目安)

令和 3 年 10 月~

(1割負担の場合)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	581	686	792	897	1, 003
入浴介助加算 I	40	40	40	40	40
個別機能訓練加算 I	56	56	56	56	56
サービス提供体制強化加算 I	22	22	22	22	22
介護職員処遇改善加算I	41	47	54	60	66
介護職員等特定処遇改善加算 [8	10	11	12	13
保険給付計(A)	748	861	975	1, 087	1, 200
食 費(昼食)(B)	550	550	550	550	550
合 計(A+B)	1, 298	1, 411	1, 525	1, 637	1, 750
備考	1. 送迎費用については、介護サービス費に含まれています。2. 食費(B)は、介護保険給付対象外の費用となります。3. 保険給付合計(A)の金額は、利用者負担割合が1割の金額です。2割(3割)負担の方は、2倍(3倍)の介護費用を負担していただきます。				

2. 第1号通所事業サービス(1月あたりの目安)

令和3年10月~

(1割負担の場合)	事業対象者•要支援1	要支援2	
介護サービス費	1, 672	3, 431	
運動器機能向上加算	225	225	
サービス提供体制強化加算 I	88	176	
介護職員処遇改善加算I	117	226	
介護職員等特定処遇改善加算I	24	46	
保険給付計(A)	2, 128	4, 104	
食 費(昼食1回あたり)	550	550	
食 費(B)	2,200 (週1回月4回)	4,400 (週2回月8回)	
合 計(A+B)	4, 328	8, 504	
備考	1. 送迎費用、入浴費用については、介護サービス費に含まれています。 2. 食費(B)は、ご利用の都度、費用がかかります。また、介護保険給付対 象外の費用となります。		

3. その他(介護保険の対象とならない費用)

区分支給限度基準額を 超えるサービス	やむを得ない理由により、区分支給限度基準額を超えての利用(保険外の利用)も可能です。その場合、全額の自己負担(10割)となります。
交 通 費	通常の実施地域(水俣市)を超える地域の利用も可能です。その場合、 実施地域を超えたところから、片道1kmあたり、37円の費用が割増され ます。